



# 島根県報

令和8年3月24日（火）

第704号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

### 【告 示】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく (防災危機管理課) 2

指定地方公共機関の指定の取消し

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地域福祉課) 2

農地を利用する権利の設定に関する裁定（8件） (農業経営課) 3

保安林予定森林（2件） (森林整備課) 7

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 8

### 【公 告】

基本測量の実施 (技術管理課) 9

公共測量の終了（3件） ( " ) 9

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるナビゲーションシステム及びO-A r mイメージングシステムの購入に係る一般競争入札の落札者等 (病院局) 10

### 【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則 (学校企画課  
特別支援教育課) 11

### 【漁調委指示】

延縄漁業の操業の制限 15

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

#### 1 規則の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第8条関係）

#### 2 施行期日

令和8年5月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第9号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第50条第11号」を「第50条第13号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第150号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の指定地方公共機関について、次のとおり当該指定を取り消したので告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 指定を取り消した法人の名称

日ノ丸自動車株式会社

#### 2 取消年月日

令和8年3月4日

### 島根県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
たばら医院	出雲市斐川町神水2792	令和8年3月5日

## 島根県告示第152号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
飯石郡飯南町下来島193番1	田	1,042
飯石郡飯南町下来島194番1	田	1,229

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和13年3月31日まで	11,355

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
飯石郡飯南町下来島193番1	加瀬部 ハマコ
飯石郡飯南町下来島194番1	加瀬部 ハマコ

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第153号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市美談町523-4	田	5,614
出雲市美談町523-5	田	445
出雲市美談町523-6	田	34
出雲市美談町523-7	田	7.38
出雲市美談町523-8	田	27
出雲市美談町523-9	田	250

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	318,870

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市美談町523-4	阿式 雄一
出雲市美談町523-5	阿式 雄一
出雲市美談町523-6	阿式 雄一
出雲市美談町523-7	阿式 雄一
出雲市美談町523-8	阿式 雄一
出雲市美談町523-9	阿式 雄一

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第154号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市小境町268-5	田	1,064

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	11,704

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市小境町268-5	梶谷 栄逸

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第155号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
仁多郡奥出雲町竹崎27	田	3,144

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
----	----	------	-----------------

水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和13年3月31日まで	38,500
---------	----------	---------------------	--------

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
仁多郡奥出雲町竹崎27	田邊 茂夫

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第156号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
仁多郡奥出雲町亀嵩1852番2	田	1,207
仁多郡奥出雲町亀嵩1852番3	田	2,100

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	57,875

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
仁多郡奥出雲町亀嵩1852番2	米原 彬貴
仁多郡奥出雲町亀嵩1852番3	米原 彬貴

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第157号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
仁多郡奥出雲町上三所681番3	田	674
仁多郡奥出雲町上三所684番3	田	837

仁多郡奥出雲町上三所687番3	田	1,209
仁多郡奥出雲町上三所688番3	田	1,597

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	75,550

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
仁多郡奥出雲町上三所681番3	恩田 定次郎
仁多郡奥出雲町上三所684番3	恩田 定次郎
仁多郡奥出雲町上三所687番3	恩田 定次郎
仁多郡奥出雲町上三所688番3	恩田 定次郎

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第158号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸山 達也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
大田市久手町波根西3009番	田	2,732
大田市久手町波根西3010番	田	2,537

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
水田として利用	令和8年6月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	114,400

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
大田市久手町波根西3009番	竹下 政之
大田市久手町波根西3010番	竹下 政之

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第159号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとお

り農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
江津市波積町北166番1	田	2,165
江津市波積町北169番1	田	949
江津市波積町北169番2	田	1,852

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	37,250

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
江津市波積町北166番1	高旗 朝子
江津市波積町北169番1	高旗 朝子
江津市波積町北169番2	高旗 朝子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局浜田支局に補償金を供託する。

島根県告示第160号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町上来待2553、2744－2、2750、2764－1、2770、2771、3438－1、3440、3447、3449－1、3475－3、3479、3483

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松江市宍道町上来待2553・2744－2・2750・2764－1・2770・2771・3438－1・3440・3447・3449－1・3475－3・3479・3483（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第161号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町畑田491、492、814、995、997から999まで、1001、1001-1から1001-4まで、1001-9

#### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第162号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 (1) 区域の名称 上口

#### (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から33号までを順次に結んだ線及び標柱1号と33号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町山方457番3	1号
〃 454番6	2号
〃 454番5	3号
〃 454番8	4号
〃 454番4	5号及び6号
〃 454番2	7号
〃 1168番1	8号

〃	1167番2	9号から11号まで
〃	1167番7	12号
〃	1167番3	13号、14号及び16号から18号まで
〃	446番6	15号
〃	1165番1	19号、20号、29号及び30号
〃	445番2	21号
〃	444番2	22号及び24号
〃	443番1	23号、25号及び26号
〃	1164番1	27号及び28号
〃	1167番1	31号
〃	1167番4	32号
〃	455番1	33号

2(1) 区域の名称 下谷A

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
雲南市三刀屋町伊萱1163番	1号
〃 1162番	2号
〃 904番1	3号及び12号から15号まで
〃 482番	4号から6号まで
〃 480番	7号及び8号
〃 904番3	9号
〃 904番4	10号及び11号
〃 905番	16号

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年

2月20日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（現地測量）
- 2 作業期間  
令和7年11月17日から令和8年2月20日まで
- 3 作業地域  
益田市高津町地内から高津二丁目地内まで

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年2月27日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間  
令和7年8月30日から令和8年2月27日まで
- 3 作業地域  
安来市内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月9日に終了した旨邑南町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和7年7月28日から令和8年3月9日まで
- 3 作業地域  
邑智郡邑南町井原地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例による

こととされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年3月24日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

ナビゲーションシステム及びO-Armイメージングシステムの購入 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和8年2月25日

4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 所長 三橋 卓也 島根県出雲市塩冶有原町5丁目59番地

5 落札金額

99,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和8年1月30日

### 教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

**島根県教育委員会規則第3号**

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第2条関係）**

学 校 名 (分校名)	全日制の課程					定時制の課程					
	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通	普通科	160	160	160						
島根県立情報科学高等学校	商業	情報システム科		40	40						
		情報処理科	120	40	40						
		マルチメディア科		40	40						
島根県立松江北高等学校	普通	普通科	200	240	240						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立松江南高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
	理数	探究科学科（単位制）	200								

島根県立松江東高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
島根県立松江工業高等学校	工業	機械科	40	40	40	工業	機械科	40	40	40	40
		電子機械科	40	40	40		電気科	40	40	40	40
		電気電子工学科	40	40	40		建築科	40	40	40	40
		情報クリエイター学科	40	40	40						
		建築都市工学科	40	40	40						
島根県立松江商業高等学校	商業	商業科	200	120	120						
		情報処理科		40	40						
		国際ビジネス科		40	40						
島根県立松江農林高等学校	農業	生物生産科	40	40	40						
		環境土木科	40	40	40						
	総合	総合学科（単位制）	240								
島根県立宍道高等学校					普通	普通科（単位制）	640				
島根県立大東高等学校	普通	普通科	90	90	90						
島根県立横田高等学校	普通	普通科	90	90	90						
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合	総合学科（単位制）	480								
	普通	普通科	40	40	40						
島根県立飯南高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立平田高等学校	普通	普通科	160	160	160						
島根県立出雲高等学校	普通	普通科	240	240	240						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立出雲工業高等学校	工業	機械科	40	40	40						
		電気科	40	40	40						
		電子機械科	40	40	40						
		建築科	40	40	40						
島根県立出雲商業高等学校	商業	商業科	120	120	120						
		情報処理科	40	40	40						
島根県立出雲農林高等学校	農業	植物科学科	40	40	40						
		食品科学科	40	40	40						
		動物科学科	40	40	40						
		環境科学科	40	40	40						
島根県立大社高等学校	普通	普通科	200	200	200						
	体育	体育科	40	40	40						

島根県立大田高等学校	普通	普通科	120	120	120						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立邇摩高等学校	総合	総合学科（単位制）	360								
島根県立島根中央高等学校	普通	普通科（学年制）			105						
		普通科（単位制）	210								
島根県立矢上高等学校	普通	普通科	72	72	72						
	農業	産業技術科	36	36	36						
島根県立江津高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立江津工業高等学校	工業	機械・ロボット科	40	40	40						
		建築・電気科	40	40	40						
島根県立浜田高等学校	普通	普通科	160	160	160	普通	普通科（単位制）	320			
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立浜田商業高等学校	商業	商業科	80	40	40						
		情報処理科		40	40						
島根県立浜田水産高等学校	水産	海洋技術科	40	40	40						
		食品流通科	40	40	40						
		（専攻科）									
		漁業科	10	10							
島根県立益田高等学校	普通	普通科（単位制）	360								
	理数	理数科（単位制）	120								
島根県立益田翔陽高等学校	工業	電子機械科	40	40	40						
		電気科	40	40	40						
	農業	生物環境工学科	40	40	40						
	総合	総合学科（単位制）	120								
島根県立吉賀高等学校	普通	普通科	40	40	40						
島根県立津和野高等学校	普通	普通科			80						
		未来共創科	80	80							
島根県立隠岐高等学校	普通	普通科	60	60	60						
	商業	商業科	30	30	30						
島根県立隠岐島前高等学校	普通	普通科	80	40	40						
		地域共創科		40	40						
島根県立隠岐水産高等学校	水産	海洋システム科	40	40	40						
		海洋生産科	40	40	40						
		（専攻科）									
		漁業科	10	10							
		機関科									

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科								
		幼稚園部 定 員	小学部及び 中学部		高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員						
					学 科	学 級 区 分	定 員			学 科	学 級 区 分	第1 学年	第2 学年	第3 学年		
							第1 学年								第2 学年	第3 学年
島根県立盲 学校	視覚障害 教育	10	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8		
						重複障害学級	3	3	3							
					保健理療 科	単一障害学級	8	8	8	保健理療 科	単一障害学級	8	8	8		
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3		
島根県立松 江ろう学校	聴覚障害 教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸 科	単一障害学級	8	8			
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3			
					産業技術 科	単一障害学級	8	8	8	生活デザ イン科	単一障害学級	8	8			
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3			
島根県立浜 田ろう学校	聴覚障害 教育	10	小学部	中学部	美術工芸 科	単一障害学級	8	8	8							
						重複障害学級	3	3	3							
					生活デザ イン科	単一障害学級	8	8	8							
						重複障害学級	3	3	3							
島根県立松 江養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	40	56	56							
						重複障害学級	39	33	30							
島根県立出 雲養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	56	56							
						重複障害学級	30	21	27							
	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3							
島根県立石 見養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	8							
						重複障害学級	6	6	3							
島根県立浜 田養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	24	24	16							
						重複障害学級	6	6	15							
島根県立益 田養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16							
						重複障害学級	6	6	9							
	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3							

島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	6	6	6			
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江緑が丘養護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	8			
						重複障害学級	3	6	6			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**漁 業 調 整 委 員 会 指 示**

島根県連合海区漁業調整委員会指示第7-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

令和8年3月24日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 永 松 正 則

1 操業の承認

島根県沖合海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
- (2) 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業禁止海域

漁 船 規 模	操 業 禁 止 海 域
総トン数5トン以上10トン未満	島根県登録漁船にあっては、共同漁業権が設定されている海面。ただし、当該漁業権者の同意を得た場合にあっては、この限りではない。 島根県登録漁船以外にあっては、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域。なお、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は、共同漁業権が設定されている海面とする。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。ただし、島根県隠岐郡の地先海面にあっては、最大高潮時海岸線から2海里以内の海域とする。

## (2) 漁具漁法の制限

島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内の海域では、1月1日から7月31日まで及び12月1日から同月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

## (3) 承認証の備付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、島根県登録漁船以外にあっては取扱要領に定める標旗又は標識を掲げなければならない。

## 4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、取扱要領に定める漁獲実績報告書を、承認を受けた年の翌年6月30日までに委員会に提出しなければならない。

## 5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

## 6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和11年5月31日までとする。